

埋蔵文化財の取扱いについて

埋蔵文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な財産です。土木工事を行う際、埋蔵文化財を現状のまま保存することが困難な場合は、記録保存（発掘調査など）の措置が必要になります。

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の中で土木工事を行う場合は、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）の適用を受けます。工事着手に先立ち、埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかを御確認の上、該当する場合は、発掘届（土木工事の届け）を文化財保護課までご提出ください。

埋蔵文化財の届出・通知等について

種 別	文化財保護法	手 続 き 等
地方公共団体以外による発掘調査	第92条	着手しようとする日の30日前までに届出
土木工事等に伴う発掘（私営）	第93条	着手しようとする日の60日前までに届出
土木工事等に伴う発掘（公共）	第94条	事業計画の策定にあたって通知、協議
地方公共団体による発掘調査	第99条	着手しようとする日の30日前までに通知
遺跡の不時発見（私営）	第96条	現状を変更することなく遺跡発見の届出
遺跡の不時発見（公共）	第97条	現状を変更することなく通知、協議

文化財保護法抜粋

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

お問い合わせ **さいたま市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課**
埋蔵文化財係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4-4

さいたま市役所9階

TEL 048-829-1724 ・ FAX 048-829-1989

※さいたま市ホームページ www.city.saitama.jp にもご案内・届出様式を掲載しています。